

平成28年度

赤穂市都市計画審議会
(第4回)

赤穂港臨港地区の変更について

平成29年1月

赤穂市建設経済部都市整備課

港湾について

(1) 港湾とは

港湾は、工業原材料、工業製品、生活資材、水産物など様々な物を一度に大量に輸送する、生産活動の中心であるとともに、人の交流・往来にとって非常に重要な役割を果たしている場所である。

(2) 港湾の概念

・港湾区域

港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な水域で、港湾法に基づき定められる。

・臨港地区

港湾管理者が港湾を管理運営するために必要な陸域で、都市計画法または港湾法によって定められる。

臨港地区について

(1) 臨港地区を指定する理由

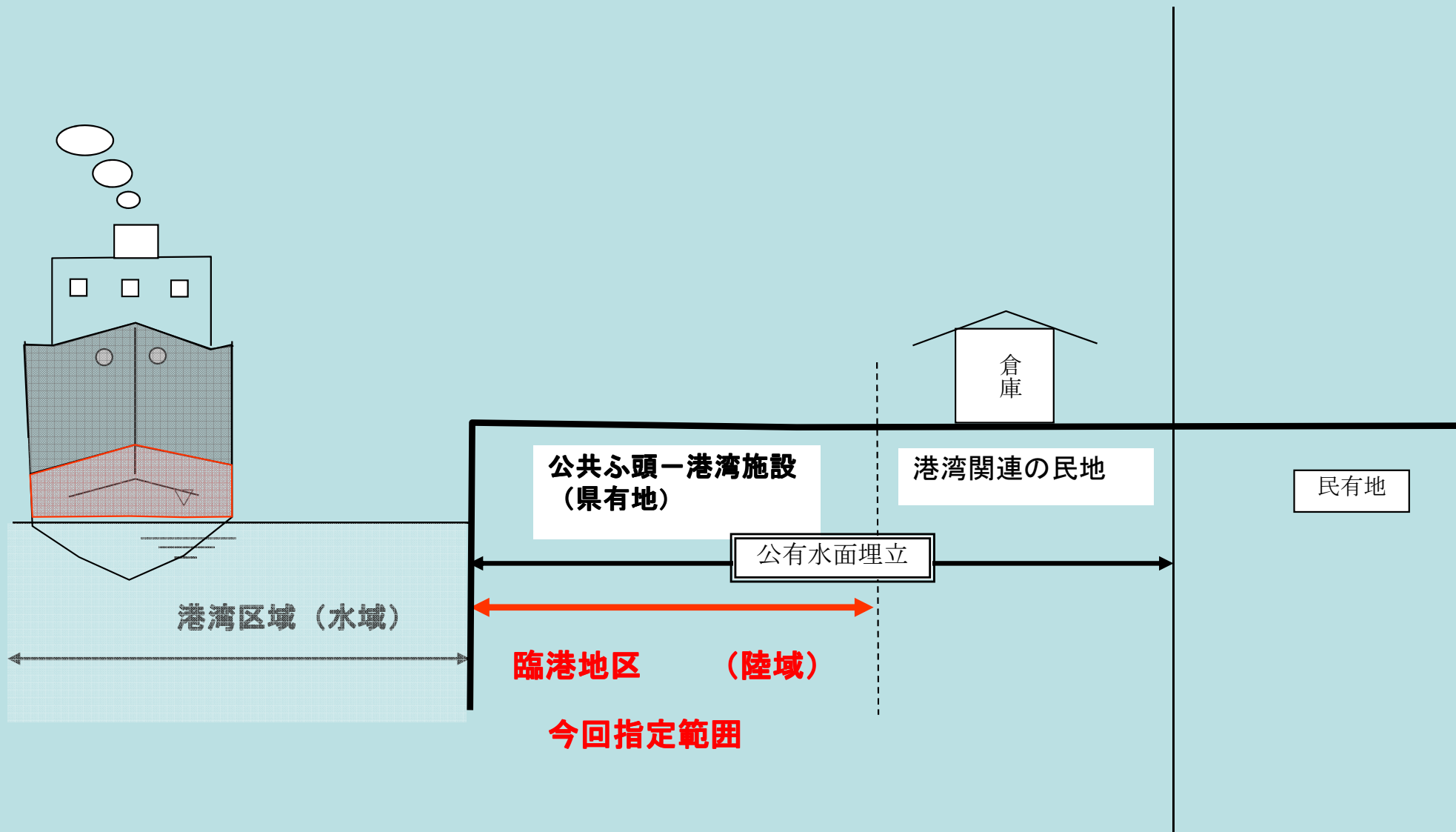
- ・港湾管理者が管理することができる範囲を定める
- ・港湾管理者の管理する港湾施設となるか否かの範囲を定める
- ・港湾の適正な管理運営、港湾における諸活動の円滑化を図る

(2) 臨港地区の変更理由

本県では、昭和40～50年代に埋立などにより整備された港湾が多数あり、これらの施設では、老朽化が進み更新時期を迎えている。

このため、港湾機能の低下を招かないよう現施設の維持保全に努める上で、陸域における港湾の管理範囲を明確にする必要があることから、臨港地区の指定・見直しを行うことになった。本年度は但馬地域、西播磨地域の臨港地区見直しを行っている。

指定イメージ



赤穂港各地区位置図

② 鷗和地区

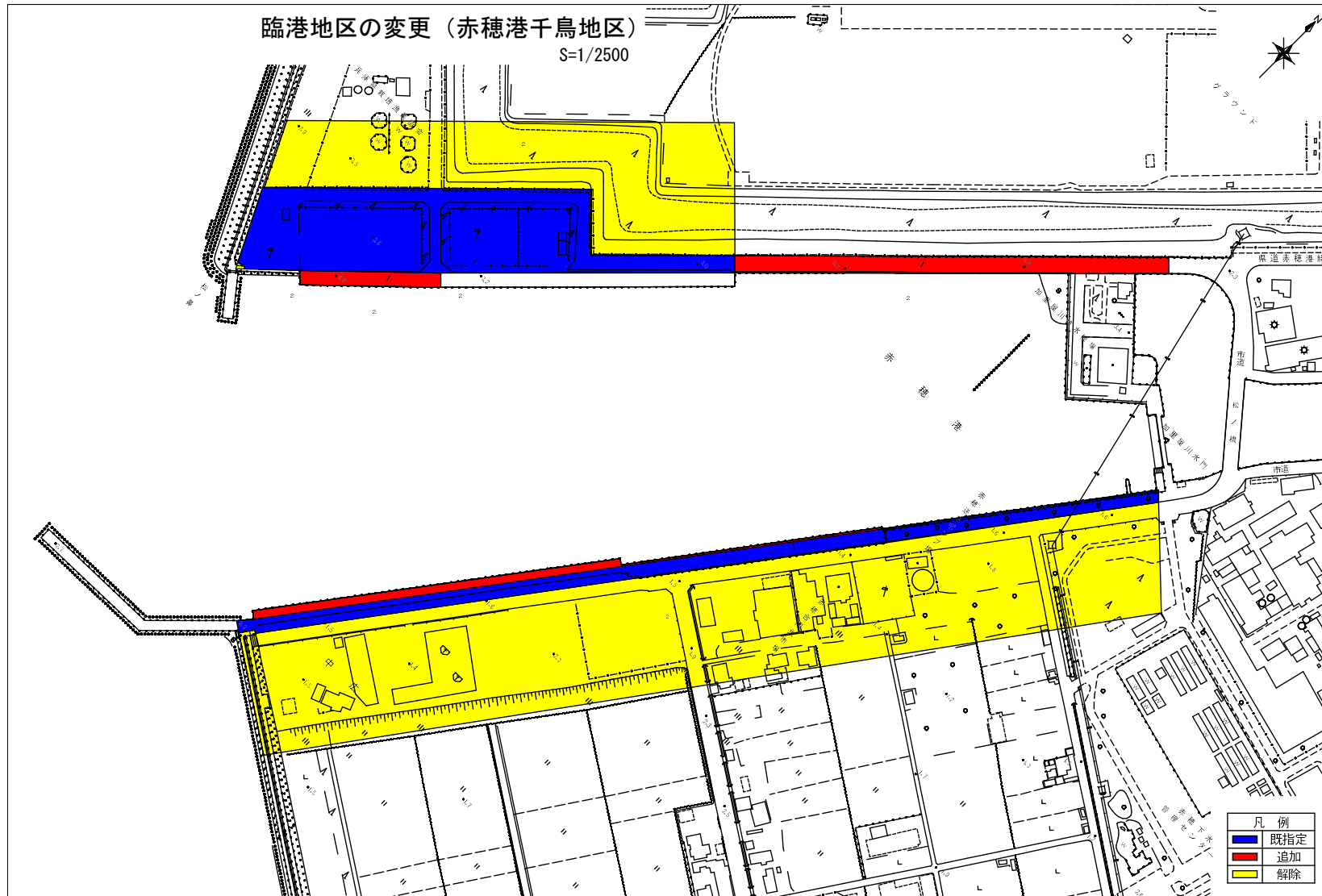


① 千鳥地区

③ 御崎地区

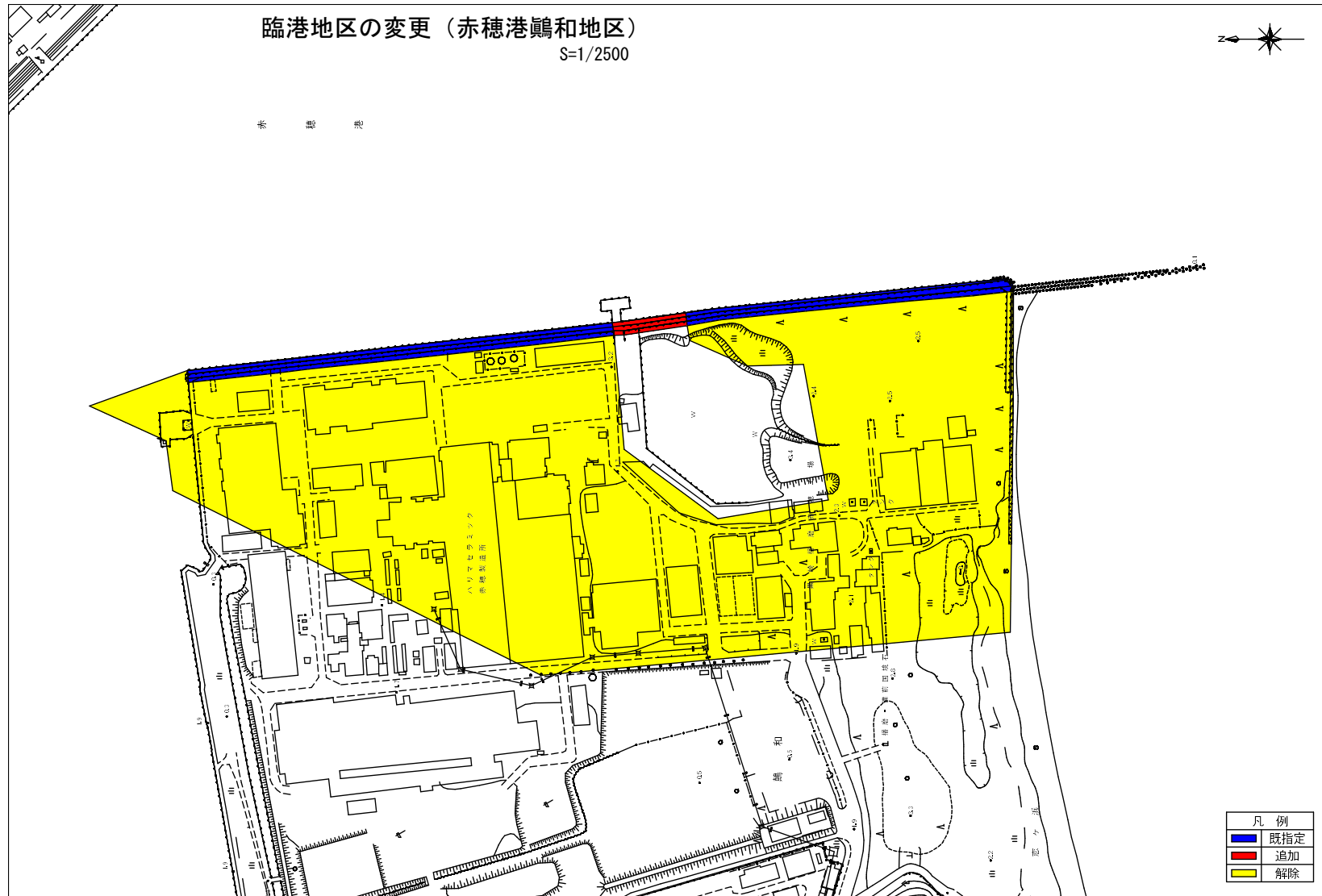
変更図

①千鳥地区



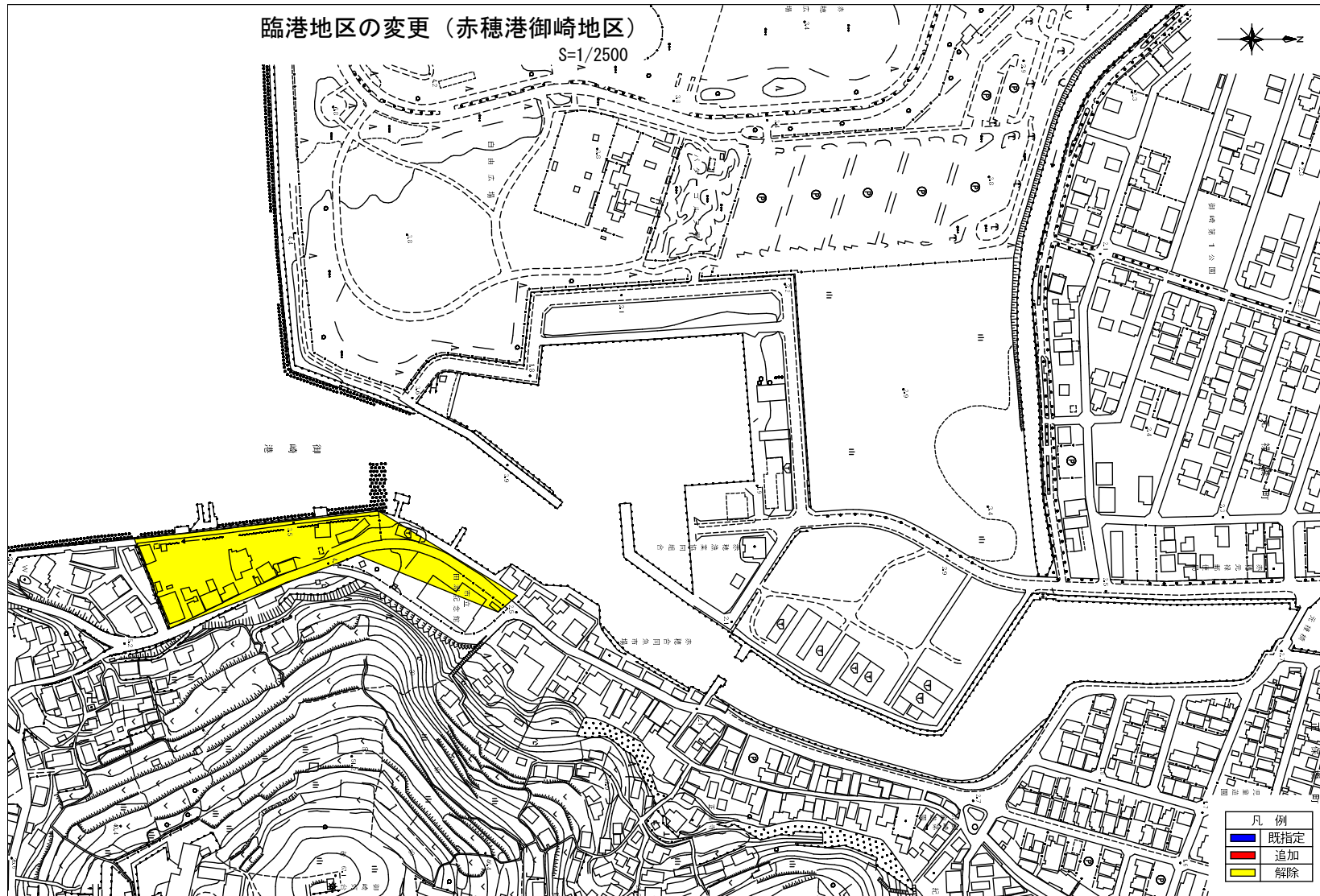
変更図

② 鷗和地区



変更図

③御崎地区



分区について

(1) 分区とは

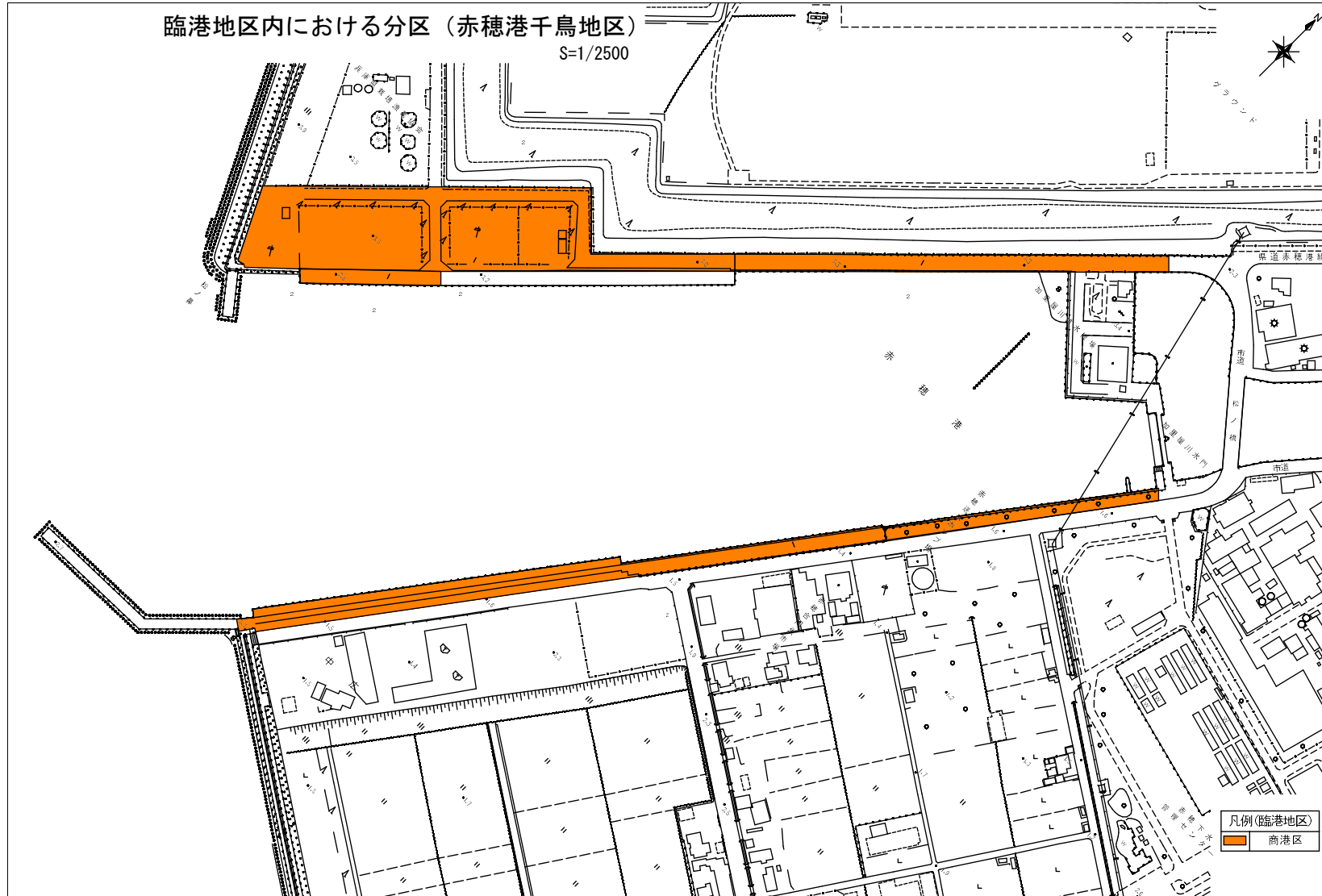
港湾には、一般の貨物を取り扱う港もあれば、水産物を取り扱う港もあり、それぞれ特性が異なるため、分区を指定し、臨港地区において、その港湾の使い方を定める。分区を指定することで、港の特性に合わせた港湾施設の維持管理及び整備を図ることができる。

(2) 赤穂港における分区

商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
-----	----------------------------

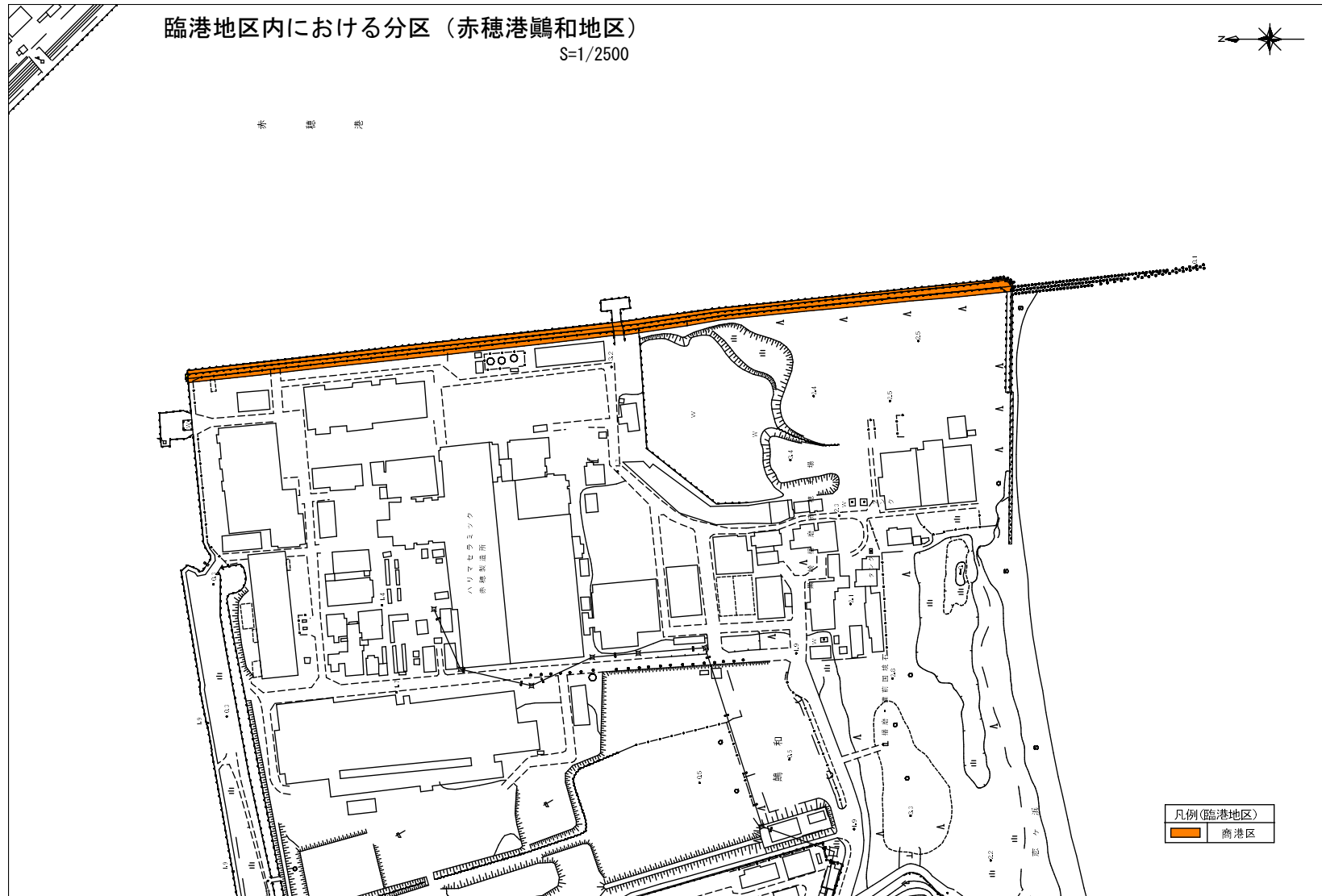
分区指定図

①千鳥地区



分区指定図

② 鷗和地区



都市計画変更に係る地元合意形成状況

- ①赤穂市漁業協同組合へ説明（H28.11.7）
⇒「赤穂港臨港地区の変更」については反対意見なし
- ②市全体を対象とした説明会の開催（H28.11.7）
⇒出席者なし
- ③都市計画変更案の縦覧（H28.12.6～H28.12.20）
⇒意見書の提出・・・なし
- ④関係機関（県）との本協議
⇒「赤穂港臨港地区の変更」について異存なし
- ⑤赤穂市都市計画審議会にて審議